

# 成年後見制度に係る厚生労働省の取組

平成30年8月  
厚生労働省

## 成年後見制度利用促進基本計画について

### <経緯>

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1~2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

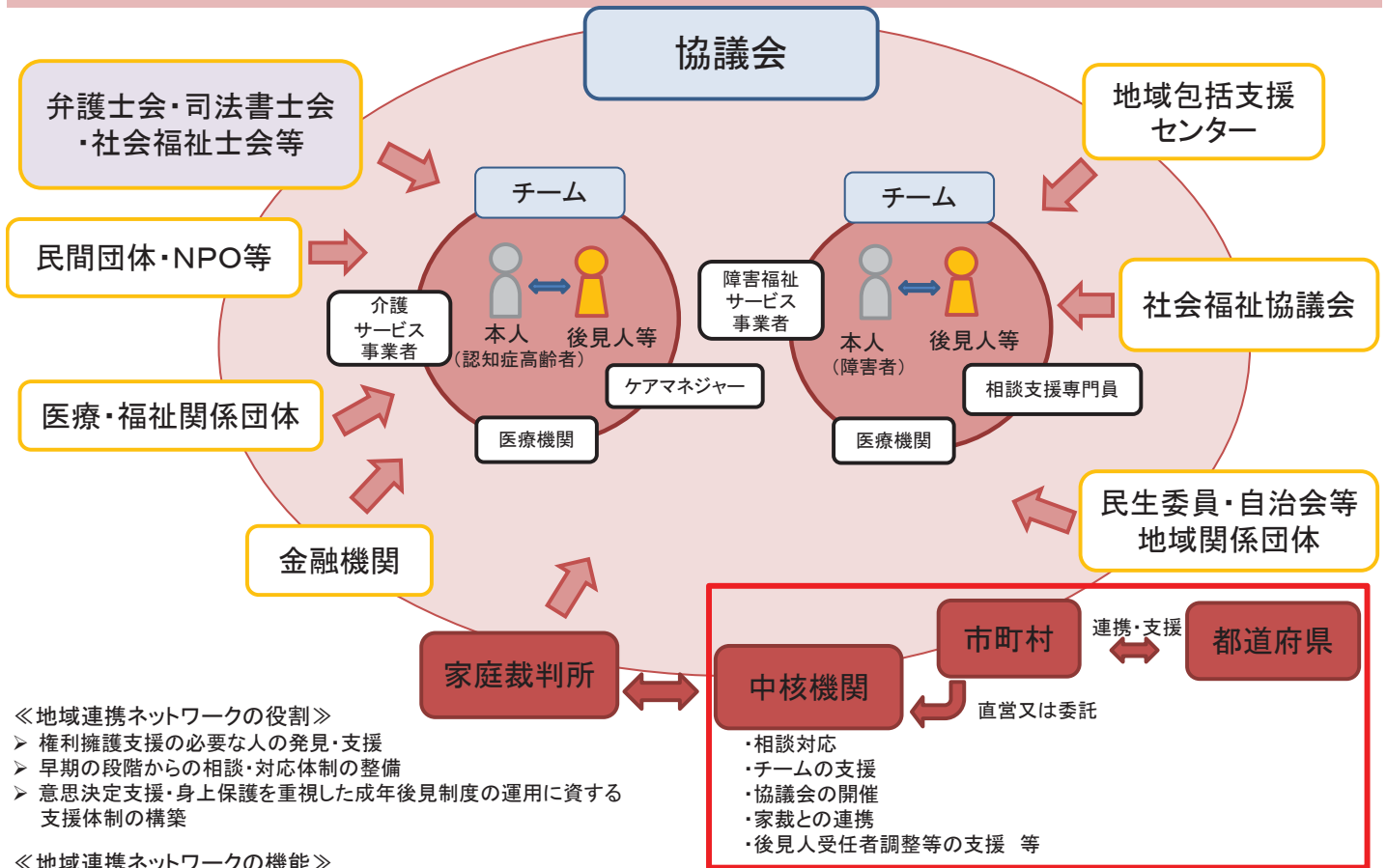
### <計画のポイント>

※計画対象期間:概ね5年を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

- (1)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
  - ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
  - ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討
- (2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
  - ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
  - ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備
- (3)不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
  - ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討

※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

# 地域連携ネットワークのイメージ



## ＜地域連携ネットワークの役割＞

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

## ＜地域連携ネットワークの機能＞

・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

※チーム：本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

## 成年後見制度利用促進基本計画の工程表

	29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I 制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II 市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進		新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
	診断書の在り方等の検討				
	意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV 地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
	相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進		取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
	専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

# 成年後見制度に係る厚生労働省のこれまでの取組

- 今後、認知症高齢者や親族等による成年後見の困難な者が増加すると見込まれることから、
- ・ 成年後見制度の利用促進を図るとともに、
  - ・ 介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市民後見人の育成と活動支援を推進するため、以下の取組を実施

## 高齢者関係

取組	取組の名称	時期	取組の内容
法改正	改正老人福祉法 (民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)	平成12年 4月施行	禁治産者・準禁治産者制度を見直し、成年後見制度を創設することに伴い、市町村長に審判の請求権を付与
	改正介護保険法	平成18年 4月施行	地域支援事業の創設に伴い、高齢者に対する虐待防止等の「権利擁護事業(※)」を必須事業化 ※ 成年後見制度に関する情報提供や申立てに当たっての関係機関の紹介等 「成年後見制度利用支援事業(※)」は地域支援事業の任意事業として実施 ※ 低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬を助成
	改正老人福祉法 (介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律)	平成24年 4月施行	市町村が、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成や活用を図るための体制整備を図るよう、努力義務規定を新設 → 行政の役割について、法的に位置づけ

4

## 高齢者関係

取組	取組の名称	時期	取組の内容
予算措置	市民後見推進事業	平成23年度～ 26年度	市町村が実施する①市民後見人の養成のための研修、②市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、③市民後見人の適切な活動のための支援への補助
	権利擁護人材育成事業(地域医療介護総合確保基金による事業)	平成27年度～	認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援を切れ目なく、一体的に確保 →人材養成研修、権利擁護人材の資質向上のための支援体制整備
計画策定	認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)	2025(平成37)年まで	認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進成年後見制度(特に市民後見人)や法テラスの活用促進、詐欺などの消費者被害の防止、高齢者の虐待防止
予算措置	成年後見利用促進連携・相談体制整備事業	平成29年度～	成年後見制度利用促進のため、社会福祉協議会や地域包括センター等の相談機関やネットワークの構築などの体制整備

5

## 老人福祉法の改正

### 老人福祉法（抜粋） ※成年後見（市民後見）関係の条文 （審判の請求）

第32条 市町村長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、

民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する**審判の請求**をすることができる。

※平成12年4月1日施行  
（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）

（後見等に係る体制の整備等）

第32条の2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、**研修の実施**、後見等の業務を適正に行うことができる者の**家庭裁判所への推薦その他の必要な措置**を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し**助言その他の援助**を行うように努めなければならない。

※平成24年4月1日施行  
（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）

6

## 介護保険法について

### 介護保険法（抜粋）

（地域支援事業）

第115条の45

1～2（略）

3 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項各号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定めるところにより、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

一～二（略）

三 その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者（当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。）の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

※ 「成年後見制度利用支援事業」については、地域支援事業の実施要綱において「介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業」として、位置づけている。

4・5（略）

7

# ア. 厚生労働省 (1) 高齢者関係 ① 制度の普及啓発等

## 成年後見制度利用支援事業 ( 高齢者関係 )

### 1. 事業内容

○市町村が次のような取組を行う場合に、国として交付金を交付する。(平成13年度から実施)

#### (1) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
- ③ 後見事務等を廉価で実施する団体等の紹介等

#### (2) 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

- ① 対象者：成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者  
(例) 介護保険サービスを利用しようとする身寄りのない重度の認知症高齢者
- ② 助成対象経費
  - ・ 成年後見制度の申立てに要する経費(申立手数料、登記手数料、鑑定費用など)
  - ・ 後見人・保佐人等の報酬の一部等

2. 予算額： 地域支援事業交付金1, 988億円の内数(平成30年度予算)

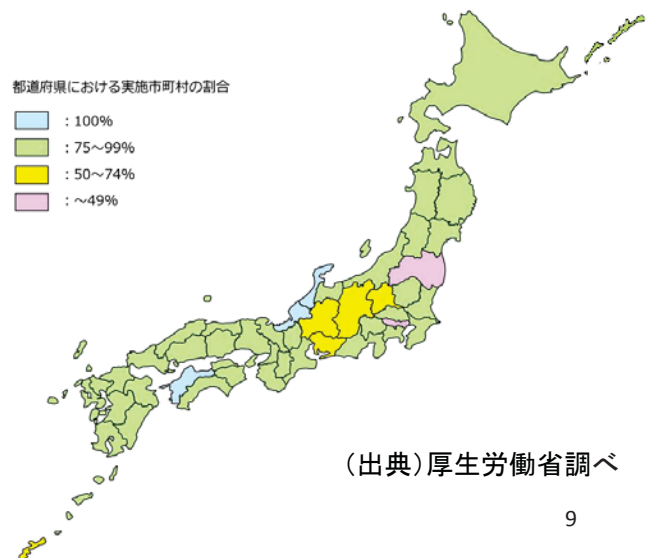
3. 事業実施状況： 1, 397市町村(全市町村の80. 2%)(平成28年4月1日現在)

8

### 平成28年度成年後見制度利用支援事業の実施について ( 高齢者関係 )

(値は市区町村数)

都道府県名	実施 市区町村数	後見人等 への助成	申立経費 の助成	利用促進広報 普及活動	都道府県名	実施 市区町村数	後見人等 への助成	申立経費 の助成	利用促進広報 普及活動
北海道	138 (77.1%)	77	87	65	徳島県	19 (79.2%)	10	12	9
青森県	34 (85.0%)	22	19	19	香川県	14 (82.4%)	11	11	10
岩手県	25 (75.8%)	16	15	15	愛媛県	20 (100.0%)	15	16	9
宮城県	30 (85.7%)	21	18	13	高知県	27 (79.4%)	22	20	6
秋田県	19 (76.0%)	14	14	10	福岡県	54 (90.0%)	46	40	22
山形県	29 (82.9%)	21	22	9	佐賀県	17 (85.0%)	9	9	3
福島県	28 (47.5%)	18	18	10	長崎県	18 (85.7%)	14	13	7
茨城県	41 (93.2%)	24	26	22	熊本県	34 (75.6%)	16	14	16
栃木県	24 (96.0%)	16	16	13	大分県	14 (77.8%)	10	9	6
群馬県	26 (74.3%)	15	12	11	宮崎県	21 (80.8%)	8	9	9
埼玉県	57 (90.5%)	46	43	39	鹿児島県	33 (76.7%)	29	31	19
千葉県	46 (85.2%)	37	33	25	沖縄県	30 (73.2%)	29	27	16
東京都	28 (45.2%)	22	13	16	合計	1397 (80.2%)	987	958	716
神奈川県	31 (93.9%)	26	21	21					
新潟県	25 (83.3%)	16	20	18					
富山県	13 (86.7%)	11	10	7					
石川県	19 (100.0%)	17	12	9					
福井県	17 (100.0%)	15	15	10					
山梨県	21 (77.8%)	18	20	10					
長野県	55 (71.4%)	30	42	38					
岐阜県	31 (73.8%)	14	21	18					
静岡県	31 (88.6%)	23	25	15					
愛知県	36 (66.7%)	25	22	16					
三重県	23 (79.3%)	15	16	14					
滋賀県	18 (94.7%)	14	12	11					
京都府	23 (88.5%)	22	21	12					
大阪府	38 (88.4%)	36	32	18					
兵庫県	38 (92.7%)	32	27	22					
奈良県	30 (76.9%)	21	20	13					
和歌山県	23 (76.7%)	12	10	8					
鳥取県	18 (94.7%)	11	8	10					
島根県	17 (89.5%)	10	10	8					
岡山県	25 (92.6%)	23	19	15					
広島県	22 (95.7%)	16	15	14					
山口県	17 (89.5%)	12	13	10					



(出典) 厚生労働省調べ

9



# ア. 厚生労働省 (1) 高齢者関係 ② 担い手の育成・活用

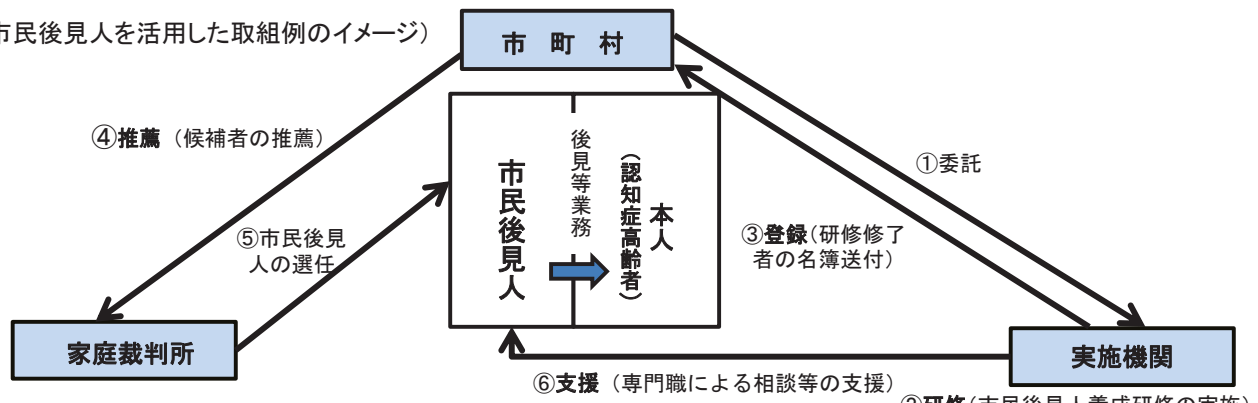
## 市民後見人の育成及び活用

今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとする。

※1 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）における認知症の人の数（推計）  
 2012（平成24）年：約462万人（65歳以上高齢者の約7人に1人）  
 → 2025（平成37）年：約700万人前後（65歳以上高齢者の約5人に1人）

※2 成年後見関係事件の申立件数は年々増加傾向（平成29年 35,737件）  
 そのうち首長申立の件数 4,543件（平成24年） → 5,993件（平成27年） → 7,037件（平成29年）

（市民後見人を活用した取組例のイメージ）



※実施機関が③登録、④推薦を行うこともありうる。

## 認知症高齢者等の権利擁護に関する取組の推進

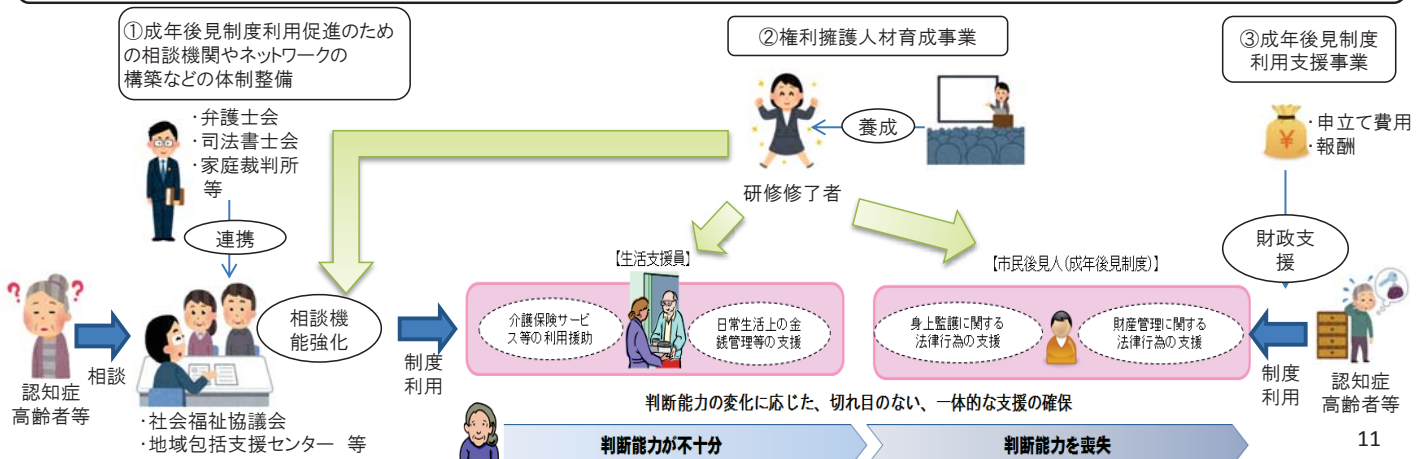
### 概要

今後、高齢化に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等がその判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、認知症高齢者等の権利擁護に関する取組を推進。

### 事業内容（平成30年度予算）

- 成年後見制度利用促進のための相談機関やネットワークの構築などの体制整備** 認知症総合戦略推進事業(3.3億円の内数)
  - 成年後見制度利用促進のため、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の相談機関やネットワークの構築などの体制整備を実施。
  - 認知症高齢者の意思決定支援のための普及・啓発

※ 実施主体：都道府県 補助率：1/2
- 権利擁護人材育成事業** 地域医療介護総合確保基金(介護分) 483億円の内数  
 成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。
- 成年後見制度利用支援事業** 地域支援事業 1,988億円の内数  
 低所得の高齢者に対する成年後見制度の市町村申立てに要する経費や成年後見人等に対する報酬の助成等を行う。



## 1. 事業内容

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

### 【事業例】

- (1) 権利擁護人材の養成研修の実施
  - ・成年後見制度の利用に至る前の段階で、介護サービスの利用援助等を行う「生活支援員」や成年後見制度の下で、身上監護等の支援を行う「市民後見人」を養成
- (2) 権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築
  - ・家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言・指導など、権利擁護活動の安定的かつ適正に実施するための支援
  - ・弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等専門職との連絡会議の開催など、事案解決能力の向上を図るための取組

2. 事業創設年度 平成27年度(平成23年～26年は市民後見推進事業において実施)

3. 平成30年度予算 地域医療介護総合確保基金(介護分)483億円の内数

## 4. 事業実施状況(平成28年度実績:262自治体)

- ・市民後見人の養成: 144カ所
- ・日常生活自立支援事業との連携: 130カ所
- ・家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦: 75カ所
- ・市民後見人等からの定期的な報告をふまえた適切な助言・指導: 109カ所
- ・専門職との連携体制の構築(専門職との連絡会議の開催など): 174カ所
- ・実務的支援組織(成年後見支援センター等)の設置: 148カ所

12

## 成年後見制度に係る厚生労働省のこれまでの取組

### 障害者関係

取組	取組の名称	時期	取組の内容
法改正	改正知的障害者福祉法 改正精神保健及び精神障害者福祉法 (民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)	平成12年 4月施行	禁治産者・準禁治産者制度を見直し、成年後見制度を創設することに伴い、市町村長に審判の請求権を付与
	改正障害者自立支援法 (障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律) 【議員立法】	平成24年 4月施行	「成年後見制度利用支援事業(※)」を市町村地域生活支援事業の必須事業化  ※知的・精神障害者成年後見制度の利用に当たって必要となる費用について、助成を受けなければ利用が困難な者に対して助成。
	障害者総合支援法 (地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律)	平成25年 4月施行	・事業者の努力義務として、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、常に障害者等の立場に立って支援を行うことを明確化  ・後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用を図るための研修事業を市町村地域生活支援事業の必須事業として追加
	改正知的障害者福祉法 (地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律)	平成25年 4月施行	市町村が、後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るための体制整備を図るよう、努力義務規定を新設  → 行政の役割について、法的に位置付け

## 障害者関係

取組	取組の名称	時期	取組の内容
法改正	改正精神保健及び精神障害者福祉法 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律)	平成26年 4月施行	・市町村が、後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るための体制整備を図るよう、努力義務規定を新設 → 行政の役割について、法的に位置付け

取組	取組の名称	時期	取組の内容
予算措置	地域生活支援事業	平成24年度	「成年後見制度利用支援事業(※)」を市町村地域生活支援事業の必須事業として追加 ※ 平成18年度から事業開始 「成年後見制度普及啓発等事業(※)」を都道府県・市町村地域生活支援事業のメニュー事業として追加 ※ 成年後見制度の利用促進のための普及啓発や法人後見の立ち上げを支援
		平成25年度	「成年後見制度法人後見支援事業(※)」を市町村地域生活支援事業の必須事業として追加 ※ 市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援
	地域生活支援促進事業	平成29年度	「成年後見制度普及啓発事業」を都道府県・市町村地域生活支援促進事業として特別枠に位置付け、必要な財源を確保

14

## 知的障害者福祉法の改正

### 知的障害者福祉法（抜粋） ※成年後見関係の条文

（審判の請求）

第二十八条 市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する**審判の請求**をすることができる。

※平成12年4月1日施行  
(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)

（後見等を行う者の推薦等）

第二十八条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下、この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の**家庭裁判所への推薦その他の必要な措置**を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し**助言その他の援助**を行うように努めなければならない。

※平成25年4月1日施行  
(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律)



## 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正

### 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（抜粋）

※成年後見関係の条文

（審判の請求）

第51条の11の2 市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する**審判の請求**をすることができる。

※平成12年4月1日施行  
（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）

（後見等を行う者の推薦等）

第51条の11の3 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の**家庭裁判所への推薦その他の必要な措置**を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し**助言その他の援助**を行うように努めなければならない。

※平成26年4月1日施行  
（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律）

16

## 「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ改正

### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

※成年後見関係の条文

（市町村の地域生活支援事業）

第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一～三（略）

四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業

五 障害者に係る民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業

六 以下（略）

第77条第1項第4号 ※平成24年4月1日施行  
（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律）  
第77条第1項第5号 ※平成25年4月1日施行  
（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律）

17

# ア. 厚生労働省 (2)障害者関係 ①制度の普及啓発等

## 成年後見制度利用支援事業 (障害者関係)

### 1. 目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

### 2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

※平成24年度から市町村地域生活支援事業の必須事業化

### 3. 事業創設年度

平成18年度

### 4. 平成30年度予算

地域生活支援事業費等補助金493億円の内数(平成29年度:488億円、平成28年度:464億円)  
(補助率)国1/2以内、都道府県1/4以内で補助

### 5. 事業実施状況(障害者関係)

平成29年4月1日現在 1,485市町村(平成28年:1,470市町村、平成27年:1,414市町村)

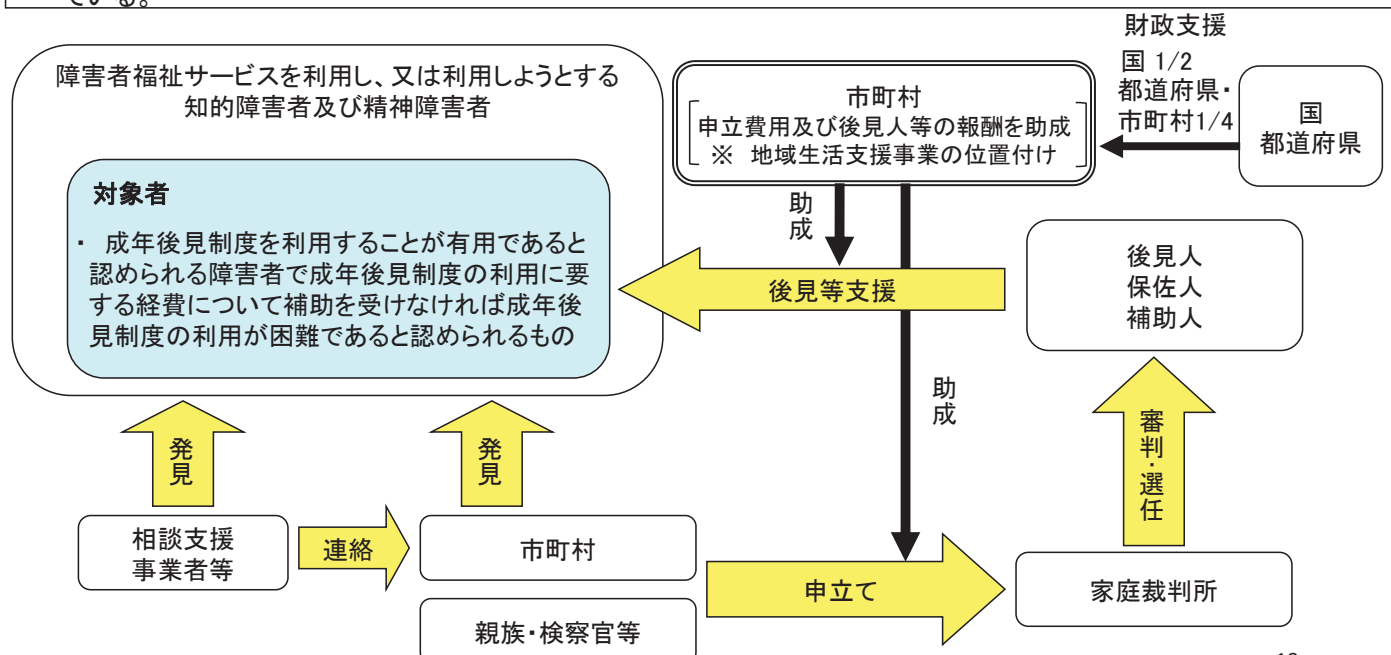
18

## 成年後見制度利用支援事業の必須事業化

対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの。

→ 助成費用(厚生労働省令で定める費用)は、成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部とする。

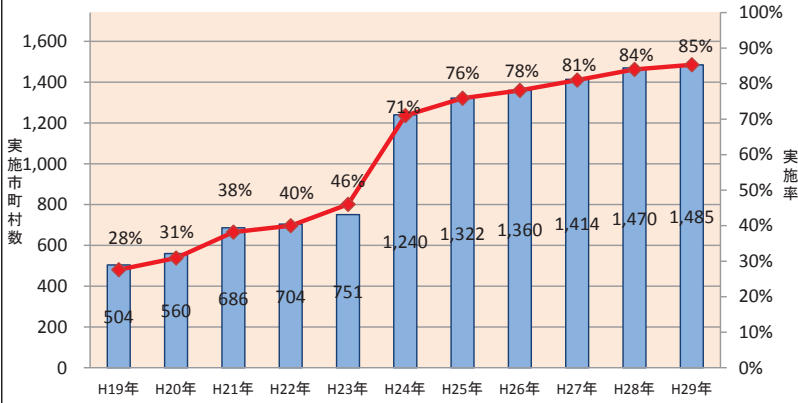
※平成24年度より、地域生活支援事業費補助金において、成年後見制度利用支援事業を国庫補助の対象としている。



19

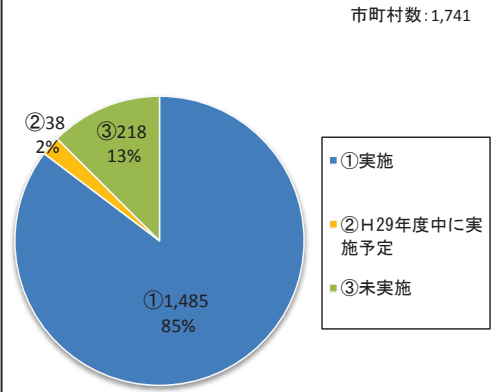
# 成年後見制度利用支援事業について

成年後見制度利用支援事業の実施状況(経年比較)

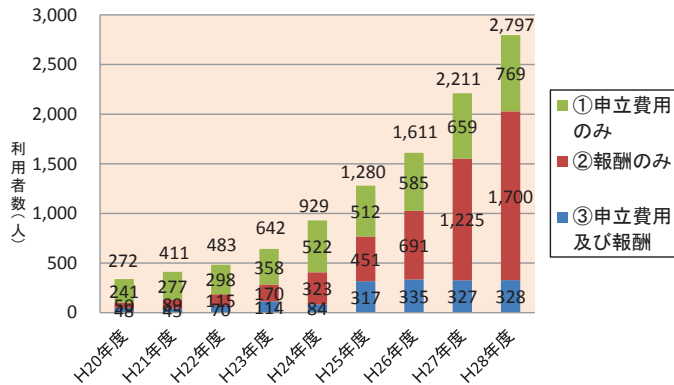


※平成23年4月1日の実施状況は、被災3県を除くデータ。

成年後見制度利用支援事業の実施状況

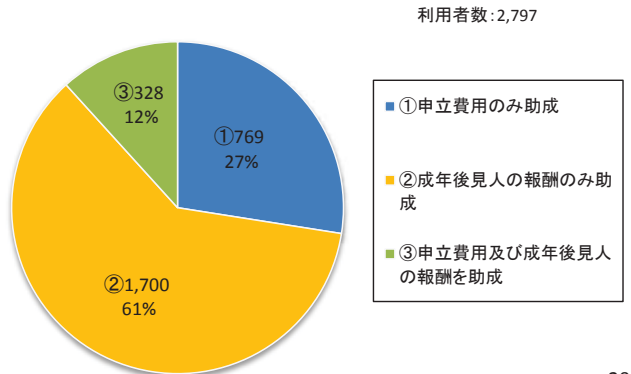


成年後見制度利用支援事業の利用者数(経年比較)



※平成22年度の利用者数は、被災3県を除くデータ。

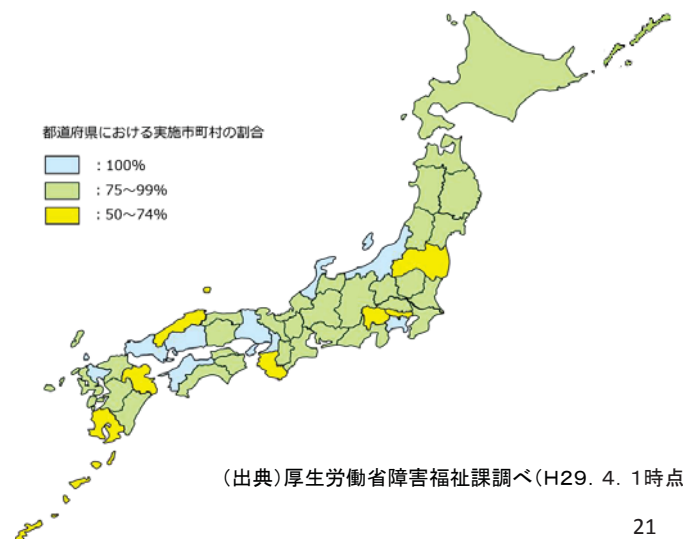
成年後見制度利用支援事業の利用者数(助成対象別)



20

## 成年後見制度利用支援事業の実施状況について(障害者関係)

都道府県名	実施市区町村数	実施率	申立費用のみ助成(人)	成年後見人の報酬のみ助成(人)	申立費用及び成年後見人の報酬を助成(人)	都道府県名	実施市区町村数	実施率	申立費用のみ助成(人)	成年後見人の報酬のみ助成(人)	申立費用及び成年後見人の報酬を助成(人)
北海道	152	84.9%	39	61	11	徳島県	22	91.7%	9	16	0
青森県	33	82.5%	7	45	0	香川県	16	94.1%	5	13	8
岩手県	29	87.9%	6	0	1	愛媛県	20	100.0%	15	11	0
宮城県	31	88.6%	16	10	5	高知県	26	76.5%	3	5	1
秋田県	20	80.0%	4	7	0	福岡県	55	91.7%	32	32	0
山形県	28	80.0%	2	6	3	佐賀県	20	100.0%	11	18	0
福島県	40	67.8%	10	16	11	長崎県	19	90.5%	3	1	2
茨城県	42	95.5%	15	23	0	熊本県	35	77.8%	26	28	2
栃木県	22	88.0%	8	12	0	大分県	12	66.7%	3	0	0
群馬県	33	94.3%	5	16	0	宮崎県	21	80.8%	15	14	1
埼玉県	61	96.8%	55	95	4	鹿児島県	30	69.8%	8	9	0
千葉県	53	98.1%	46	127	29	沖縄県	23	56.1%	18	37	1
東京都	42	67.7%	31	70	23	合計	1,485	85.0%	769	1,700	328
神奈川県	33	100.0%	56	206	6						
新潟県	30	100.0%	20	71	8						
富山県	12	80.0%	8	5	0						
石川県	19	100.0%	8	7	0						
福井県	16	94.1%	9	7	1						
山梨県	19	70.4%	3	11	0						
長野県	61	79.2%	16	3	1						
岐阜県	38	90.5%	6	5	0						
静岡県	31	88.6%	12	38	0						
愛知県	49	90.7%	43	103	118						
三重県	23	79.3%	26	27	0						
滋賀県	17	89.5%	12	38	3						
京都府	22	84.6%	16	135	0						
大阪府	43	100.0%	37	83	81						
兵庫県	41	100.0%	21	61	6						
奈良県	30	76.9%	4	16	0						
和歌山県	20	66.7%	6	11	2						
鳥取県	18	94.7%	9	26	0						
島根県	14	73.7%	16	30	0						
岡山県	22	81.5%	26	101	0						
広島県	23	100.0%	13	30	0						
山口県	19	100.0%	10	14	0						



(出典)厚生労働省障害福祉課調べ(H29. 4. 1時点)

# 成年後見制度普及啓発

## (障害者関係)

### 1. 目的

成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。  
[地域生活支援事業費等補助金]

### 2. 実施主体

市町村又は都道府県(共同実施も可能)(指定相談支援事業者等へ委託することができる)。

### 3. 事業内容

成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

### 4. 事業創設年度

平成24年度

※平成29年度からは「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、必要な財源を確保し質の高い事業実施を図ることとした。

### 5. 平成30年度予算

地域生活支援事業費等補助金493億円の内数(平成29年度:488億円、平成28年度:464億円)  
(補助率)国1/2

### 6. 事業実施状況

平成29年4月1日現在 257市町村(平成28年:218市町村、平成27年:190市町村)

22

## ア. 厚生労働省 (2)障害者関係 ②担い手の育成・活用

### 成年後見制度法人後見支援事業

#### (障害者関係)

### 1. 目的

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

### 2. 事業内容

(1)法人後見実施のための研修

ア 研修対象者 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等

イ 研修内容等 市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活動も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。

(2)法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 法人後見の活動等のための地域の実態把握

イ 法人後見推進のための検討会等の実施

(3)法人後見の適正な活動のための支援

ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

(4)その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

### 3. 事業創設年度

平成25年度

※市町村地域生活支援事業の必須事業

### 4. 平成30年度予算

地域生活支援事業費等補助金493億円の内数(平成29年度:488億円、平成28年度:464億円)  
(補助率)国1/2以内、都道府県1/4以内で補助

### 5. 事業実施状況

平成29年4月1日現在 313市町村(平成28年:267市町村、平成27年:244市町村)

23



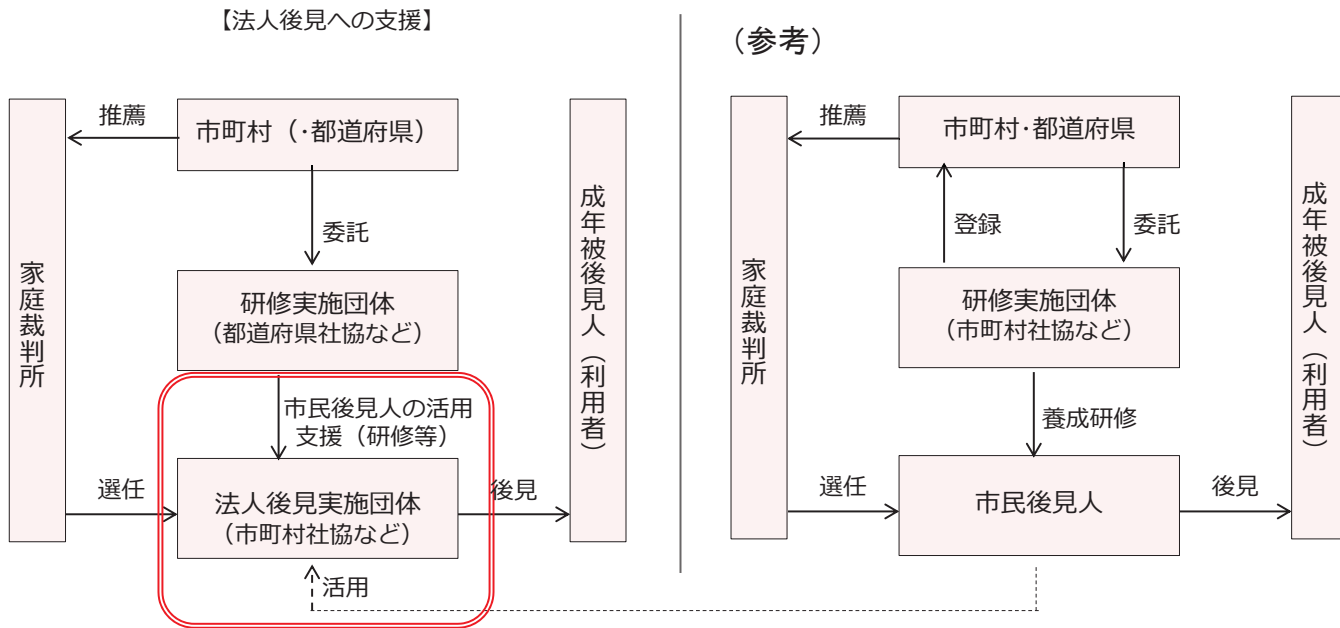
# 市民後見人を活用した法人後見への支援

## ● 障害者総合支援法（平成25年4月1日施行）

第七十七条（市町村の地域生活支援事業）

市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

五 障害者の民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業。





事 務 連 絡  
平成28年 3 月 15 日

都道府県・政令指定都市 総務担当部（局）長 殿  
消費者行政担当部（局）長 殿

消費者庁消費者政策課長  
消費者庁消費者教育・地方協力課長

#### 消費生活以外の相談窓口と消費生活相談窓口との連携について

平素より消費者行政の推進に御理解・御尽力をいただき、誠にありがとうございます。  
います。

消費者行政において、実際に消費が行われ、様々な問題が発生する現場に近い  
地方公共団体における体制整備は、大きな課題となっています。

このような中、平成27年 3 月に策定された消費者基本計画（平成27年 3 月 24 日  
閣議決定）及び消費者基本計画工程表（平成27年 3 月 24 日消費者政策会議決定）  
において、消費生活以外の相談窓口に寄せられた消費生活に関する相談につい  
て、どの相談窓口からでも消費生活相談窓口（※）を案内できるよう取組を進め  
ることとされました（資料 1）。

（※）消費生活相談窓口では、消費者からの消費生活相談（製品・食品やサービスによ  
る事故、虚偽広告などの不適切な表示、悪質商法、訪問販売・通信販売等のトラブ  
ル等に関する相談）に対応し、相談者への助言や事業者に対するあっせんを行うと  
ともに、都道府県の担当部局との情報共有やその他適切な機関・部署の紹介等を行  
っています（資料 2）。

本計画における施策の趣旨を踏まえ、消費生活相談が消費生活以外の相談窓口  
に寄せられた場合は、円滑に消費生活相談窓口を案内できるよう、貴組織内にお  
ける連携体制の構築をお願いいたします。

消費生活センター等の消費生活に関する身近な相談窓口を案内する「消費者ホ  
ットライン」については、平成27年 7 月から 3 桁の電話番号188での運用を開始し

ていますので、併せて貴組織内での周知をお願いいたします（資料3）。

なお、消費生活相談窓口に寄せられた相談について、その内容に応じ、他の適切な窓口を案内することが必要な場合がありますが、貴組織内における連携体制の構築に当たっては、その点についても配慮いただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、管内の市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

（資料1）消費者基本計画及び消費者基本計画工程表の抜粋

（資料2）消費生活相談のしくみ

（資料3）消費者ホットライン周知用チラシ（※）

（※）消費者庁のウェブサイトに掲載しており、貴組織内及び住民向けの周知に活用  
いただくことができます。

[http://www.caa.go.jp/region/shohisha\\_hotline.html](http://www.caa.go.jp/region/shohisha_hotline.html)

**【本件連絡先】**

消費者庁消費者政策課

小野 satoshi.ono@caa.go.jp

加藤 takashi.kato@caa.go.jp

電話：03-3507-9197



## ○ 消費者基本計画（平成27年 3 月24日閣議決定） 抜粋

## 第 4 章 5 年間で取り組むべき施策の内容

## 6 国や地方の消費者行政の体制整備

## (2) 地方における体制整備

(前略)

さらに、消費者が円滑に消費生活相談を受けられるように、近くの消費生活相談窓口を紹介する「消費者ホットライン」の3桁化（平成27年夏から「188」の番号で運用開始予定）を実施し、新しい3桁の番号を周知することにより相談窓口の認知度の向上と活用の促進を図るとともに、土日祝日における消費生活相談体制の整備を含め、大幅な増加が見込まれる消費生活相談への適切な対応を支援する。加えて、消費生活以外の相談窓口に寄せられた消費生活に関する相談の円滑な誘導を推進する。

(後略)

## ○ 消費者基本計画工程表（平成30年 7 月22日消費者政策会議決定） 抜粋

## 6 国や地方の消費者行政の体制整備

## (2) 地方における体制整備

## ⑥ 消費生活以外の相談窓口に寄せられた消費生活に関する相談の誘導

労働相談など消費生活以外の相談窓口に寄せられた消費生活に関する相談について、どの相談窓口からでも消費生活相談窓口を案内できるよう取組を進める。【消費者庁、関係省庁等】

※1 「消費者基本計画」とは、消費者基本法（昭和 43 年法律第 78 号）第 9 条の規定に基づき、政府が消費者政策の計画的な推進を図るため、

①長期的に講ずべき消費者政策の大綱

②消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項

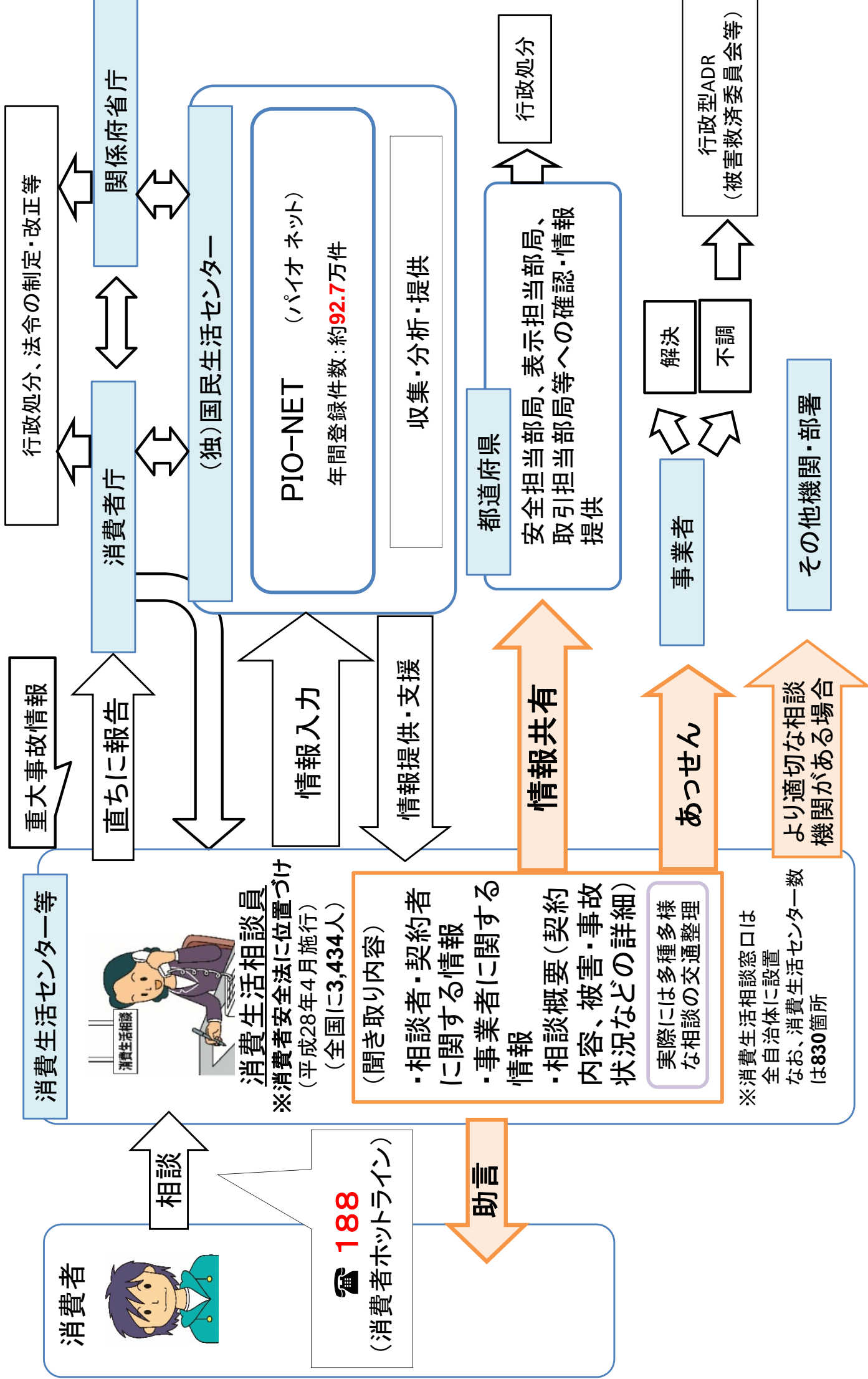
について定めた消費者政策の推進に関する基本的な計画です。

第 3 期の消費者基本計画は、平成 27 年 3 月 24 日に閣議決定され、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を対象としています。

※2 「工程表」とは、消費者基本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的施策について、本計画の対象期間中の取組予定を示したものです。

# 消費生活相談のしくみ

資料2  
(平成30年9月18日時点)



2015年7月1日(水)より

3桁化スタート!

「消費者ホットライン」

いやや!  
188

このようなことで、困った時は消費生活相談窓口にご相談してください。

断っても  
強引な勧誘が  
続く...

キャンペーン価格で...

無料と聞いたのに、  
高額な請求を  
された...

無料で点検しますよ

アダルトサイトに  
登録され、請求画面  
が表示された...

危ない、おかしいと思ったことは、ありませんか?

自転車の幼児座席が  
破損して子供が  
ケガをした。  
危険な製品だと  
感じた。まつ毛エクステーションの  
施術を受けてから  
目が痛い。  
施術に問題がある  
と思った。

※ケガをしたり痛みを感じたりしたら、まずは医療機関で受診してください。

困ったときは一人で悩まずに、  
「消費者ホットライン」188に  
御相談ください。地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや  
消費生活相談窓口を御案内します。いやや!  
188泣き寝入り!

と覚えてね

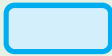

アブナイカモ



消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan

# 「消費者ホットライン」188 御案内の流れ

**188** を押す  のアナウンスが流れます。アナウンスに従って、  
 の操作をお願いします。

「こちらは消費者ホットラインです。最寄りの相談窓口を御案内いたしますので、お住まいの郵便番号が分かる方は1を、そうでない方は2を押してください。」

## 郵便番号が分かる

**1** を押す

「お住まいの郵便番号を7桁で入力してください。」

お住まいの郵便番号を押す  
〒    -

## 郵便番号が分からない

**2** を押す

固定電話から

「お住まいの地域を選択してください。  
〇〇市は**1**を、〇〇市は**2**を…押してください。」

お住まいの地域の番号を押す

携帯電話から

※ダイヤル回線等で操作ができない方は、そのままお待ちください。最寄りの消費生活相談窓口につながります。

「現在相談を受け付けている最寄りの相談窓口へおつなぎいたします。この通話は、〇〇秒ごとに、およそ〇〇円の通話料金で御利用いただけます。」

※最寄りの窓口が受け付けていない時間帯などは、窓口の名称、電話番号及び受付時間のアナウンスが流れます。

**注) 相談窓口へつながった時点から、通話料金の御負担が発生します(相談は無料です。)**

最寄りの消費生活相談窓口

お住まいの市区町村の消費生活センターや消費生活相談窓口

お住まいの都道府県の消費生活センターなど

市区町村の窓口が開所していない場合など、都道府県の窓口を御案内することもあります。

【お願い】消費生活相談は、1回の相談では終わらない場合があります。相談窓口の直通の電話番号を御案内しますので、相談の続きは、直通の電話番号へ電話してください。

**操作が分からなくなったら…**

どのように操作すれば良いのかわからなくなったら、しばらくそのままお待ちください。最寄りの都道府県の消費生活センターなどへ御案内します。



2015年7月1日(水)より

3桁化スタート!

「消費者ホットライン」

い や や !  
188

このようなことで、困った時は消費生活相談窓口にご相談してください。

個人情報が出ていて、  
削除してあげます、  
と電話があった。  
不安だ…

無料で削除します



会場の熱気にのまれ、  
不要なものを  
契約してしまった。  
解約したい…



プロバイダを変えれば  
安くなると言われた  
のに、高くなった。  
解約したい…



危ない、おかしいと思ったことは、ありませんか?

広告を見て、  
しわ取りの  
注射をしたら  
腫れてしまった…



健康機器で  
かゆみが出たら  
「好転反応」と  
言われた…



※ケガをしたり痛みを感じたりしたら、まずは医療機関で受診してください。

困ったときは一人で悩まずに、  
「消費者ホットライン」188に  
御相談ください。

地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや  
消費生活相談窓口を御案内します。

い や や !  
188泣き寝入り!

と覚えてね

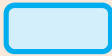

アブナイカモ



消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan

# 「消費者ホットライン」188 御案内の流れ

**1 8 8** を押す  のアナウンスが流れます。アナウンスに従って、  
 の操作をお願いします。

「こちらは消費者ホットラインです。最寄りの相談窓口を御案内いたしますので、お住まいの郵便番号が分かる方は1を、そうでない方は2を押してください。」

## 郵便番号が分かる

**1** を押す

「お住まいの郵便番号を7桁で入力してください。」

お住まいの郵便番号を押す  
〒    -

## 郵便番号が分からない

**2** を押す

固定電話から

「お住まいの地域を選択してください。  
〇〇市は**1**を、〇〇市は**2**を…押してください。」

お住まいの地域の番号を押す

携帯電話から

※ダイヤル回線等で操作ができない方は、そのままお待ちください。最寄りの消費生活相談窓口につながります。

「現在相談を受け付けている最寄りの相談窓口へおつなぎいたします。この通話は、〇〇秒ごとに、おおよそ〇〇円の通話料金で御利用いただけます。」

※最寄りの窓口が受け付けていない時間帯などは、窓口の名称、電話番号及び受付時間のアナウンスが流れます。

**注** 相談窓口へつながった時点から、通話料金の御負担が発生します(相談は無料です。)

最寄りの消費生活相談窓口

お住まいの市区町村の消費生活センターや消費生活相談窓口

お住まいの都道府県の消費生活センターなど

市区町村の窓口が開所していない場合など、都道府県の窓口を御案内することもあります。

【お願い】消費生活相談は、1回の相談では終わらない場合があります。相談窓口の直通の電話番号を御案内しますので、相談の続きは、直通の電話番号へ電話してください。

操作が分からなくなってしまったら…

どのように操作すれば良いのかわからなくなってしまったら、しばらくそのままお待ちください。最寄りの都道府県の消費生活センターなどへ御案内します。